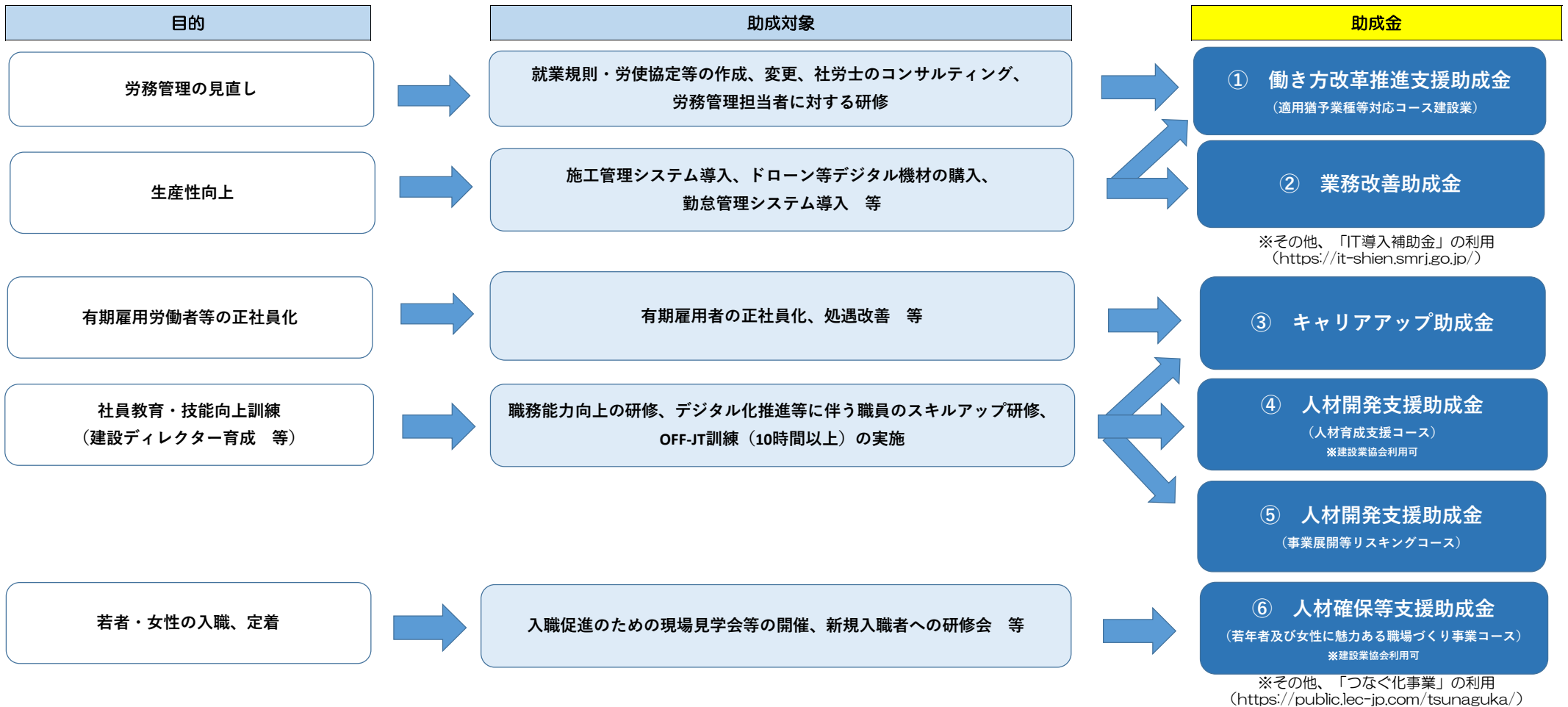


## I 助成金の主な利用方法



(参考)

非正規労働者のスキルアップ

④or⑤人材開発支援助成金



非正規労働者の正社員化

③キャリアアップ助成金 (※)

(※) 9万5千円 (1人あたり) の加算可

## II.働き方改革の推進支援に関する助成金

名称	目的	対象となる取組、要件	助成対象となる経費	助成額
<p><b>①働き方改革推進 支援助成金</b> (適用猶予業種等対応コース・ 建設業)</p> <p><b>【対象：中小企業事業主】</b> <b>【×切：11月30日】</b></p> <p>【URL】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku nitsuite/bunya/0000120692_000 01.html</p>	<p>労働時間の削減や週 休2日制の推進に向 けて、生産性を向上 させ、環境整備に取 り組む</p>	<p>(1) 助成対象となる取組 労働者に対する研修、人材育成の取組、社労士等によるコンサルティング、就業規則・労使協定の作成、労務管理用機器導入 他</p> <p>(2) 「成果目標」を1つ以上達成 ①36協定の時間外・休日労働時間数を縮減し、月60時間以下、又は月60時間を超え月80時間以下に上限を設定し、届出ること。 ②4週における所定休日を1日から4日以上増加させること。 ※労働者の時間当たりの賃金額を3%以上、又は5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることが可。</p>	<p>取組実施に必要な経費</p> <p>謝金、旅費、印刷製本費、就業規則作成費、社労士コンサルティング費、備品費、機械装置等購入費及び委託費 等</p>	<p>以下のいずれか低い額 (1) 「成果目標」の達成状況に応じた助成額の合計(※) (2) 経費合計額×助成率(3/4~4/5)</p> <p>※ ①労働時間の縮減(最大250万円) ②所定休日の増加(最大100万円) + 賃金引き上げ(最大480万円) 【最大830万円】(令和6年度内容は未定)</p>
<p><b>②業務改善助成金</b></p> <p><b>【対象：中小企業事業主】</b> <b>【×切：1月31日】</b></p> <p>【URL】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku nitsuite/bunya/koyou_roudou/roud oukijun/zizyonushi/shienjigyou/03. html</p>	<p>生産性向上のための 設備投資を行い、事 業場内最低賃金の引 上げを図る</p>	<p>(1) 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること (2) 事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行うこと</p>	<p>生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等の経費</p> <p>謝金、旅費、印刷製本費、機械装置等購入費、委託費、経営コンサルティング経費、人材育成・教育訓練費 等 (注) 特例事業者の場合助成額経費の拡充あり(車両、PC、広報費、改築費等 可)</p>	<p>以下のいずれか低い額 (1) 経費合計額×助成率(3/4~9/10) (2) 助成上限額(最大600万円)</p>
<p><b>③キャリアアップ助成金</b> (正社員化コース・賃金規定等 改定コース・賃金規定等共通化 コース 他)</p> <p><b>【対象：事業主】</b> <b>【URL】</b> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku nitsuite/bunya/koyou_roudou/part_ haken/jigyounushi/career.html</p>	<p>非正規雇用労働者 (有期雇用労働者、 短時間労働者、派遣 労働者等)を正社員 化、処遇改善を実施 し、企業内でのキャ リアアップを促進</p>	<p>(1) キャリアアップ管理者を配置、キャリアアップ計画を作成・提出 (2) 正社員化コース ・就業規則又は労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有機雇用労働者等を正社員化賃金規定等改定コース ・有期雇用労働者等の基本給賃金規定等を3%以上増額改定、適用 賃金規定等共通化コース ・有期雇用労働者等に、正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成、適用 (注) その他(賞与・退職金制度導入コース、短時間労働者労働時間延長コース)あり</p>	<p>定額</p> <p>対象労働者一人あたり、又は1事業所あたり</p>	<p>・正社員化コース 支給額(一例)：57万円(1人あたり) (他加算額あり) (注) ④又は⑤の訓練終了後に正規雇用労働者に転換した場合、9万5千円(1人あたり)加算 ・賃金規定等改定コース 支給額(一例)：6万5千円(1人あたり) (他加算額あり) ・賃金規定等共通化コース 支給額(一例)：60万円(1事業所あたり) ・その他各コースに助成金あり</p>

## II.働き方改革の推進支援に関する助成金

名称	目的	対象となる取組、要件	助成対象となる経費	助成額
<b>④人材開発支援助成金</b> (人材育成支援コース) <b>【対象：事業主もしくは事業主団体等】</b> <b>【URL】</b> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_u/kyufukin/d01-1.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_u/kyufukin/d01-1.html</a>	<b>自社の労働者に対して、職務関連の専門的な知識及び技能を習得をさせるための職業訓練を実施</b>	<b>「職業能力開発推進者」の選任、「事業内職業能力開発計画・実施計画」を策定し、雇用労働者の知識、技能習得のためのOFF-JT訓練(実訓練時間数10時間以上)を実施。OFF-JT訓練は①事業内訓練、②事業外訓練のいずれかにより実施。</b> <b>(注) 事業主団体の場合は「職業能力開発推進者」の選任、「事業内職業能力開発計画・実施計画」の策定は不要</b>	<b>OFF-JT訓練実施のための経費</b> <b>①事業内訓練</b> 謝金、旅費、会場借用料、教科書購入費、訓練開発費等 <b>②事業外訓練</b> 入学料、受講料、教科書購入費、職業能力検定受験料等 <b>上記に加え受講生の訓練期間の賃金助成あり</b>	以下の合計額 <b>(1) 経費合計額×助成率(30~100%)</b> <b>(2) 賃金助成</b> <b>(1人1時間あたり380円~960円)</b> <b>(注) 事業主団体の場合は賃金助成なし</b>
<b>⑤人材開発支援助成金</b> (事業展開等リスキリング支援コース) <b>【対象：事業主】</b> <b>【URL】</b> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_u/kyufukin/d01-1.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_u/kyufukin/d01-1.html</a>	<b>同上</b> <b>(以下のいずれかに限る)</b> <b>・新規事業展開のための新たな分野での知識及び技能の習得</b> <b>・DX化等の推進による業務の効率化のため</b>	<b>同上</b> <b>(以下のいずれかに限る)</b> <b>・新規事業展開のための新たな分野での知識及び技能の習得</b> <b>・DX化等の推進による業務の効率化のため</b> <b>(注) 令和4年~8年度の期間限定</b>	<b>同上</b>	以下の合計額 <b>(1) 経費合計額×助成率(60%~75%)</b> <b>(2) 賃金助成</b> <b>(1人1時間あたり480円~960円)</b>
<b>⑥人材確保等支援助成金</b> 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野) <b>【対象：事業主もしくは事業主団体等】</b> <b>【URL】</b> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html</a>	<b>若年者及び女性労働者の入職や定着を図る</b>	<b>(1) 事業主の場合は、雇用管理責任者の選任</b> <b>事業主団体の場合は、事業推進委員会の設置、事業推進員の配置を行うこと</b> <b>(2) 若者等に対し建設事業の役割・魅力を伝え、入職促進のための現場見学会、就職説明会等の開催、入職内定者への教育訓練、新規入職者への研修会、建設労働者への公的資格の取得に関する講習会の実施等</b>	<b>説明会・研修等実施のための経費</b> 謝金、旅費、会場借用料等	<b>経費合計額×助成率(※) 等</b> <b>※ 中小建設事業主：3/5</b> <b>建設事業主(中小以外)：9/20</b> <b>中小建設事業主団体：2/3</b> <b>建設事業主団体(中小以外)：1/2</b> <b>※ 類似支援として「つなぐ化事業(助成率10/10)」あり</b>

(注) 上記助成内容の詳細は、厚生労働省又は都道府県労働局雇用環境・均等室(部)、働き方改革推進支援センターにお問い合わせください。